

議案第 57 号

八幡浜市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年条例第 45 号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応
するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</u></p> <p><u>(16)～(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> 計画交通量 道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。)第 2 条 <u>第 2 号</u>に規定する計画交通量をいう。</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> 視距 車線(車線を有しない道路にあっては、<u>車道(自転車通行帯を除く。)</u>)。以下この号において同じ。)の中心線上 1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ 10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(車線等)</p> <p>第 4 条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15)～(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> 計画交通量 道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。)第 2 条 <u>第 2 号</u>に規定する計画交通量をいう。</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> 視距 車線(車線を有しない道路にあっては、<u>車道</u>)。以下この号において同じ。)の中心線上 1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ 10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(車線等)</p> <p>第 4 条 車道(副道、停車帯、<u>その他規則で定める部分を除く。</u>)は、車線により構</p>

成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2・3 (略)

4 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 (略)

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

第8条 (略)

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第

成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2・3 (略)

4 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 (略)

2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

第8条 (略)

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路

_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第

3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める長さまで縮小することができる。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第34条 (略)

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2

3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道前項に規定する道路を除く。)を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道前項に規定する道路を除く。)を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道前項に規定する道路を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める長さまで縮小することができる。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第34条 (略)

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2

